

関市地域防災計画

原子力災害編

令和6年3月修正

関市防災会議

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の周知徹底	1
第4節 計画の基礎とするべき災害の想定	2
第2章 原子力災害事前対策	7
第1節 基本方針	7
第2節 情報の収集・連絡体制の整備	7
第3節 通信手段の確保	8
第4節 組織体制等の整備	8
第5節 長期化に備えた動員体制の整備	8
第6節 広域防災体制の整備	9
第7節 緊急時モニタリング体制の整備	9
第8節 市民への情報提供体制の整備	10
第9節 屋内退避、避難等活動体制の整備	10
第10節 学校等における防災教育・防災訓練の実施	11
第11節 スクリーニング、安定ヨウ素剤配布・服用指示等に係る体制整備	11
第12節 飲食物の摂取制限等に関する体制の整備	11
第13節 防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備	11
第14節 原子力防災に関する市民に対する知識の普及啓発	12
第15節 防災訓練の実施	12
第16節 防災業務関係者の人材育成	12
第17節 市内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制整備	12
第3章 原子力災害緊急事態応急対策	14
第1節 基本方針	14
第2節 通報連絡、情報収集活動	14
第3節 活動体制の確立	14
第4節 防災業務関係者の安全確保	16
第5節 市民への的確な情報提供活動	16
第6節 屋内退避、避難誘導等の防護活動	17
第7節 要配慮者への配慮	19
第8節 安定ヨウ素剤の配布、服用指示及びスクリーニング	20
第9節 緊急時モニタリング活動	20
第10節 飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限	20
第11節 緊急輸送活動	21
第12節 文教対策	21
第13節 市内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する対策	22

第4章 原子力災害復旧対策	23
第1節 基本方針	23
第2節 緊急事態解除宣言後の対応	23
第3節 原子力災害中長期対策実施区域の設定	23
第4節 放射性物質による環境汚染への対処	23
第5節 各種制限措置の解除	23
第6節 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表	23
第7節 被災地域の市民に係る記録の作成	24
第8節 被災者等の生活再建等の支援	24
第9節 風評被害等の影響の軽減	24
第10節 被災中小企業等に対する支援	24
第11節 心身の健康相談体制の整備	24

第1章 総則

本章は、本計画の目的及び性格、並びに想定する災害について定める。

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（原子炉運転、使用済み核燃料貯蔵、核燃料物質等の事業所外運搬）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害による被害からの復旧を図るための必要な対策について、市及び防災関係機関、並びに市民がとるべき措置について総合的かつ計画的に定め、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

第1項 市における原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、市における原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画及び県の地域防災計画（原子力災害対策計画）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

市及び関係機関は、想定される事態に対応できるよう対策を講じ、不測の事態が発生した場合においても、迅速に対処できるよう体制を整備する。

なお、本計画に定めのない事項については、関市地域防災計画（本編）による。

第2項 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針

この計画の修正に際しては、国の原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定。令和3年7月21日最終改正。以下「指針」という。）を遵守する。

第3項 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画の見直し等により修正の必要があると認める場合には、これを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、県、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、市民への周知を図る。

また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期す。

第4節 計画の基礎とするべき災害の想定

第1項 対象となる原子力事業所

市は、最寄りの原子力事業所から最短距離で約87kmに位置しているが、市周辺の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その直接的な影響が市に及ぶことを前提に、対象とする原子力事業所を以下のとおりとし、市として必要な対策を進める。

第2項 対象とする原子力事業所

(1) 原災法施行令第2条の2の規定により、岐阜県が関係周辺都道府県となる原子力事業所

事業者名	日本原子力発電株式会社		
発電所名	敦賀発電所		
所在地	福井県敦賀市明神町		
距離	関市庁舎から約87km		
号機	1号機	2号機	
電気出力	35.7万kW	116.0万kW	
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	加圧水型軽水炉	
熱出力	107.0万kW	342.3万kW	
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	
運転開始	S45.3.14(運転終了H27.4.27)	S62.2.17	

事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構		
発電所名	高速増殖原型炉もんじゅ		
所在地	福井県敦賀市白木		
距離	関市庁舎から約89km		
号機	—		
電気出力	28.0万kW		
原子炉型式	高速増殖炉		
熱出力	71.4万kW		
燃料種類	プルトニウム・ウラン混合酸化物、劣化ウラン		
運転開始	廃止決定 H28.12.21		

事業者名	関西電力株式会社		
発電所名	美浜発電所		
所在地	福井県三方郡美浜町丹生		
距離	関市庁舎から約90km		
号機	1号機	2号機	3号機
電気出力	34.0万kW	50.0万kW	82.6万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	103.1万kW	145.6万kW	244.0万Kw
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S45.11.28 (運転終了H27.4.27)	S47.7.25 (運転終了H27.4.27)	S51.12.1

(2) 岐阜県が原子力事業者との間で取り交わした交換文書「原子力事業所の安全の確保及び異常時の通報並びに平常時の情報交換について」（以下「通報・情報交換体制」という。）に基づく通報・連絡並びに情報交換体制を確立している原子力事業所

事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構			
発電所名	原子炉廃止措置研究開発センター（通称「ふげん」）			
所在地	福井県敦賀市明神町			
距離	関市庁舎から約87km			
号機	—			
電気出力	16.5万kW			
原子炉型式	新型転換炉			
熱出力	55.7万kW			
燃料種類	二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料			
運転開始	S54.3.20（運転終了H15.3.29）			

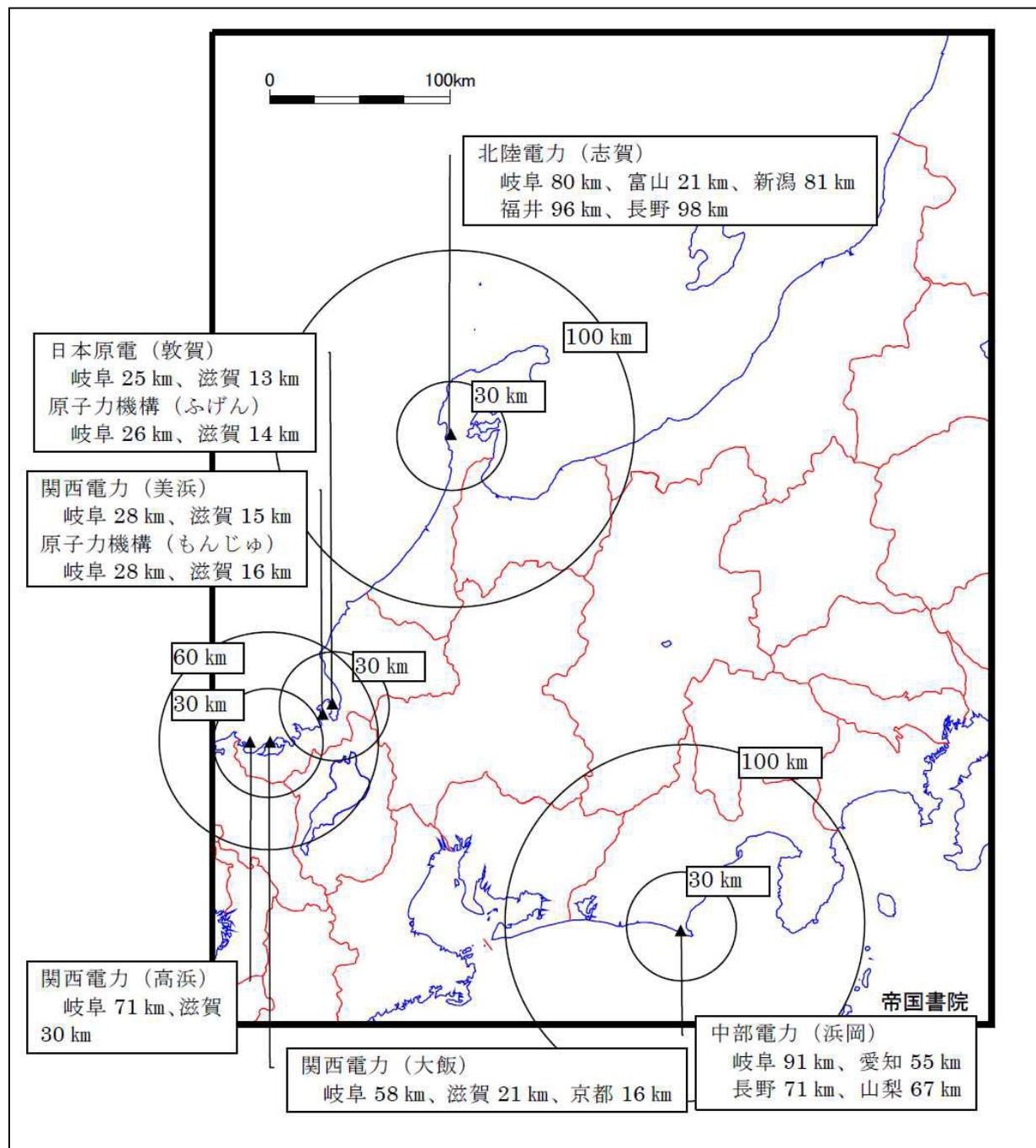
事業者名	関西電力株式会社			
発電所名	大飯発電所			
所在地	福井県大飯郡おおい町大島			
距離	関市庁舎から約115km			
号機	1号機	2号機	3号機	4号機
電気出力	117.5万kW	117.5万kW	118.0万kW	118.0万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S54.3.27	S54.12.5	H3.12.18	H5.2.2

事業者名	関西電力株式会社			
発電所名	高浜原子力発電所			
所在地	福井県大飯郡高浜町田ノ浦			
距離	関市庁舎から約129km			
号機	1号機	2号機	3号機	4号機
電気出力	82.6万kW	82.6万kW	87.0万kW	87.0万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	244.0万kW	244.0万kW	266.0万kW	266.0万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S49.11.14	S50.11.14	S60.1.17	S60.6.5

事業者名	中部電力株式会社				
発電所名	浜岡原子力発電所				
所在地	静岡県御前崎市佐倉				
距離	関市庁舎から約148km				
号機	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
電気出力	54万kW	84万kW	110万kW	113.7万kW	138万kW
原子炉型式	沸騰水型 軽水炉	沸騰水型 軽水炉	沸騰水型 軽水炉	沸騰水型 軽水炉	沸騰水型 軽水炉
熱出力	159.3万kW	243.6万kW	329.3万kW	329.3万kW	392.6万kW
燃料種類	低濃縮 二酸化 ウラン燃料	低濃縮 二酸化 ウラン燃料	低濃縮 二酸化 ウラン燃料	低濃縮 二酸化 ウラン燃料	低濃縮 二酸化 ウラン燃料
運転開始	S51.3.17 (運転終了 H21.1.30)	S53.11.29 (運転終了 H21.1.30)	S62.8.28	H5.9.3	H17.1.18

事業者名	北陸電力株式会社	
発電所名	志賀原子力発電所	
所在地	石川県羽咋郡志賀町赤住	
距離	関市庁舎から約176km	
号機	1号機	2号機
電気出力	54万kW	120.6万kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	改良型沸騰水型軽水炉
熱出力	159.3万kW	392.6万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	H5.7.30	H18.3.15

岐阜県周辺の原子力事業所位置図



第3項 計画の基礎とするべき災害の想定

市の一部は、岐阜県地域防災計画（原子力災害対策計画）で原子力災害対策強化地域として定められており、これを踏まえ、必要な措置を講じることとする。

また、旧原子力安全委員会の防災指針付属資料「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について」では、想定事象に対する評価結果として、「原災法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低く、仮に緊急事態に至った場合においても事故の際に対応すべき範囲は、一般に公衆被ばくの観点から半径15m程度」とされていることから、市内で核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合には、これを基本として必要な対策を進める。

さらには、広範囲に放射性物質が拡散するような事故を想定し、最寄りの原子力事業所（敦賀発電所）の位置において東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同様の放射性物質の放出があった場合、風向き、風速、降雨等の気象条件が重なれば、岐阜県が実施した「放射性物質拡散シミュレーション結果（平成24年9月公表。同年11月追補版公表。以下「シミュレーション結果」という。）により示される影響の可能性のあることを踏まえ、必要な対策を進める。

緊急防護措置を準備する区域(UPZ)

原子力発電所からおおむね30kmの区域であって、岐阜県地域防災計画で定める区域

- ・揖斐川町坂内川上(かわかみ)地区
- ・揖斐川町藤橋地域の門入(かどにゅう)地区、塚(つか)地区のうち、原子力施設から30km圏内の地域

原子力災害対策強化地域

||||| 甲状腺等価線量が50mSv/週となる可能性がある地域

様々な条件が重なった場合、浮遊する放射性物質の吸入による内部被ばくが懸念される地域です。屋内退避の指示が出る可能性があります。[大垣市(旧上石津町)、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町(旧春日村及び旧坂内村)、池田町]

==== 実効線量が100mSv/年となる可能性がある地域

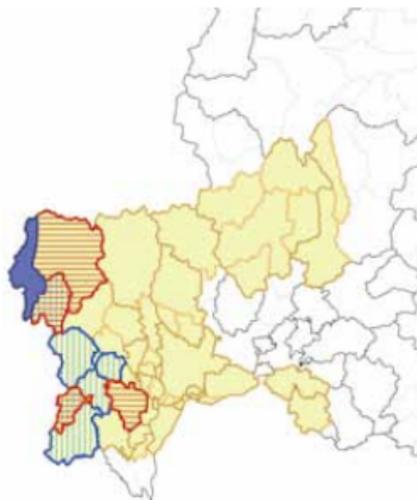
様々な条件が重なった場合、地面などから発せられる放射線からの無用な外部被ばくを避けるため、1週間程度内に当該地域を離脱するよう指示が出る可能性があります。

[大垣市(旧大垣市)、関ヶ原町、揖斐川町(旧藤橋村及び旧坂内村)]

■ 実効線量が20mSv/年となる可能性がある地域

100mSv/年の地域よりは可能性が少ないですが、影響が否定できない地域です。場合によっては、避難することによるリスク、被ばくのリスクの両方を考えながら、適切な対策を講じる必要があります。

[岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、大垣市、海津市(旧平田町)、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、関市(旧板取村)、可児市(旧可児市)、郡上市(旧八幡町、旧大和町、旧美並村、旧明宝村及び旧和良村)、多治見市(旧多治見市)、下呂市(旧金山町及び旧馬瀬村)]



資料：岐阜県「岐阜県の原子力防災」（平成29年11月）

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定める。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

第2節 情報の収集・連絡体制の整備

市は、県、その他防災関係機関との原子力防災に関する情報の収集および連絡を円滑に行うため、次のとおり体制等を整備する。

第1項 情報の収集・連絡体制の整備

- 1 市は、原子力災害に対し万全を期すため、県及びその他防災関係機関との情報収集・連絡体制を確保する。
- 2 市は、機動的な情報収集活動を行うため、県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努める。

第2項 情報の分析整理と活用体制の整備

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できる体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、県と連携し平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

(3) 防災対策上必要とされる資料の整備

市は、県と連携し、応急対策の的確な実施に資するため、必要に応じて人口、世帯数、地域の地図等社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に資する資料、防護資機材等に関する資料を整備し、定期的に更新するよう努めるものとする。

その他、災害時の情報収集・連絡体制・応急対策の整備については、関市地域防災計画の災害警戒・対策編による。

第3節 通信手段の確保

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、県や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時通信連絡網に係る設備等を整備するとともに、その操作方法の習熟に努める。

市は、通信手段の途絶に備え、有線系、無線系等による伝送路の複数ルート化の推進を図る。

第4節 組織体制等の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を迅速かつ効果的に行うため、必要な体制を整備する。

第1項 体制の整備

(1) 災害警戒本部（初動体制）

市は次の場合に災害警戒本部体制（初動体制）をとる。

- ① 県から、対象とする原子力事業所において警戒事象発生との連絡があったとき
- ② 県内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生との連絡があったとき
- ③ 市長が必要と認めたとき

(2) 災害警戒本部（警戒体制）

市は次の場合に災害警戒本部体制（警戒体制）をとる。

- ① 県から、対象とする原子力事業所において特定事象発生との連絡があったとき
- ② 県内において核燃料物質等の事業所外運搬中における特定事象発生との連絡があったとき
- ③ 市長が必要と認めたとき

(3) 災害対策本部（非常体制）

市は次の場合に災害対策本部体制をとる。

- ① 県の地域の一部が、原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき
- ② 県の地域の一部が、原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、対象とする原子力事業所において原子力緊急事態（原災法第15条に規定される事態）が発生した場合
- ③ 市長が必要と認めたとき

第5節 長期化に備えた動員体制の整備

市は、事態が長期化した場合に備え、県、その他防災関係機関と連携し、あらかじめ職員の動員体制を整備する。

第6節 広域防災体制の整備

市は、県及び防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、防災対策の充実に努めるとともに、他の市町村との応援協定の締結を図るなど広域的な応援体制の整備に努める。

第1項 防災関係機関相互の情報交換

市は、平常時から県、その他防災関係機関と、原子力防災体制に係る相互の情報交換を行い、防災対策の充実に努める。

第2項 広域的な応援協力体制の整備

市は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、他の市町村等との相互応援協定の締結等、他の市町村との連携を図る。

第3項 緊急消防援助隊の受入体制の整備

市は、消防相互応援体制を整備するとともに、緊急消防援助隊の派遣要請のための手順や受入体制の整備に努める。

◇緊急消防援助隊の派遣要請手続き 関市地域防災計画 資料編

第1章S1-06-08

第4項 自衛隊の災害派遣要請等の体制の整備

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡の方法を決めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。

◇自衛隊の派遣要請手続き 関市地域防災計画 資料編

第1章S1-06-02・S1-06-03

第7節 緊急時モニタリング体制の整備

市は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングデータを収集し、緊急時における対策のための基礎データとする。

緊急時における環境放射線量等のモニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）のため、県の実施する緊急時モニタリングへの協力、連携に関する体制を整備する。

第1項 モニタリング機器の整備・維持

市は、環境放射線モニタリングを実施するため、機器等を整備・維持し、台帳等で適切に管理する。

第2項 緊急時モニタリング体制の整備

市は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めておくものとする。

第8節 市民への情報提供体制の整備

原子力災害が発生した場合、市民に対し、災害情報等を迅速かつ的確に提供するため、市は、市民に提供すべき情報項目の整理や多様なメディアの活用等情報提供体制の整備を図る。

第1項 情報項目の整理

市は、警戒事象発生後の経過に応じて市民に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。

なお、原子力災害においては、専門的な用語を用いた情報が多くあることから、分かりやすく正確な表現を用いることを念頭に置き、情報項目の整理を行う。

第2項 情報提供体制の整備

市は県と連携し、市民及び報道関係機関に対する確かな情報を継続的に提供できるよう、その体制の整備を図る。

情報提供体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、自主防災組織、自治会、民生委員等との協力・連携に努める。

第3項 相談窓口の設置等

市は、市民からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておく。

第4項 多様なメディアの活用体制の整備

市は、報道機関の協力のもと、ソーシャルメディア等のインターネット、CATV等多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第9節 屋内退避、避難等活動体制の整備

市は、原子力緊急事態となった場合は、事態の進展に応じ屋内退避を行うこと、及び放射性物質の放出後は、避難の判断基準（OIL）に基づく避難を行うことを基本とし、県と連携した活動体制の整備等に努める。

第1項 避難体制等の整備

（1）避難先等の調全体制の整備

市は、避難先及びスクリーニング実施場所等について、緊急時に県と連携を図りながら調整を行うことができる体制の整備に努める。

市は、避難やスクリーニング等の場所について、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つよう努める。

（2）避難誘導用資機材、移送用資機材・車両の整備

市、警察及び消防機関は、市民の避難誘導・移送に必要な資機材・車両の整備に努める。

(3) 物資の備蓄・調達

市は、県及び民間事業者と連携し、必要とされる食料その他の物資の確保に努める。

第2項 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

市は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、自治会、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制を整備する。

第3項 避難方法等の周知

市は、原子力災害時の避難、屋内退避の方法について、日ごろから市民への周知徹底に努める。

第4項 広域的な避難に係る協定の締結

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、県とも連携を図りながら、他都道府県の市町村との広域一時滞在に係る相互応援協定等を締結する等、広域避難体制の整備に努める。

第10節 学校等における防災教育・防災訓練の実施

学校、保育所等は、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、避難指示等が出された場合の保護者による生徒等の引き取り手順、帰宅方法等を定めるとともに、防災教育・防災訓練の実施に努める。

また、県及び市は学校、保育所等の管理者が適切な防災訓練等を実施できるよう、必要な指導・支援・助言等を行う。

なお、避難所への避難は自宅から行うことを原則とする。

第11節 スクリーニング、安定ヨウ素剤配布・服用指示等に係る体制整備

市は、県が実施するスクリーニングや、安定ヨウ素剤配布・服用指示、避難者の健康管理等の活動に協力するための体制の整備に努める。

第12節 飲食物の摂取制限等に関する体制の整備

市は、県及び国による飲食物の摂取制限指示が出された場合に備え、市民への指示伝達、周知方法をあらかじめ定めておくとともに、市民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。

第13節 防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備

市は、県及び関係機関と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備に努める。また、平常時より、県及び関係機関と相互に密接な情報交換

を行う。

第 1 4 節 原子力防災に関する市民に対する知識の普及啓発

市民に対する原子力防災に係る知識の普及啓発を図るため、市は、県と連携し、継続的な広報活動等を実施する。

なお、防災知識の普及・啓発に際しては、市民の理解を深めるため、分かりやすい表現を用いた資料の作成や説明に努める。

第 1 5 節 防災訓練の実施

市は、県と連携し、定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の技術の習熟及び連携等を図る。

第 1 6 節 防災業務関係者の人材育成

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、県等が実施する原子力防災に関する研修に、防災業務関係者を積極的に参加させるなど、人材育成に努める。

第 1 7 節 市内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制整備

市内における核燃料物質等の運搬中の事故による原子力災害の発生及び拡大の防止のため、市内において核燃料物質等の運搬を予定する原子力事業者及び運搬を原子力事業者から委託された者（以下委託された者（以下「輸送に係る事業者等」という。））、市、県、警察及び消防機関等は、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等、運搬中事故の特殊性を踏まえつつ、事故時の措置を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。

第 1 項 輸送に係る事業者等

輸送に係る事業者等は、以下に掲げる事故時の措置が迅速かつ的確にとれるよう、応急措置の内容、対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書及び迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行するものとする。

また、事故時の措置を迅速かつ的確に実施するために、必要な要員を適切に配置するものとする。

【事故時の措置】

- ①市、国、県、警察、消防機関等への迅速な通報
- ②消火、延焼防止の措置
- ③核燃料輸送物の安全な場所への移動、関係者以外の者の立ち入りを禁止する措置

- ④モニタリングの実施
- ⑤運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- ⑥核燃料物質等による汚染・漏えいの拡大防止及び除去
- ⑦放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- ⑧その他核燃料物質等による災害を防止するために必要な措置等

第2項 市及び県

市及び県は、事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国の指示又は県独自の判断に基づき、事故現場周辺の市民の避難等、一般公衆の安全を確保するための必要な措置を実施するための体制を整備する。

◇関市地域防災計画資料集資料編S 1-0 1-0 9

第3項 警察

警察は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて警察職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するための体制を整備する。

第4項 消防機関

消防機関は、事故の通報を受けた場合は直ちにその旨を県及び市に報告し、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図り、原子力事業者等と協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

第3章 原子力災害緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、県から警戒事象及び特定事象の発生の連絡があった場合、及び原災法第15条に基づき緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。

また、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に準じて対応する。

第2節 通報連絡、情報収集活動

市は、県から、警戒事象、特定事象又は原子力緊急事態に関する通報・連絡があった場合、速やかに災害等の状況把握のため、情報収集伝達を行う。

第1項 警戒事象・特定事象発生情報等の通報

(1) 警戒事象発生の通報があった場合

市は、県から連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関及び防災業務関係者等へ連絡する。

◇指定地方公共機関 関市地域防災計画 総則編14ページ

(2) 特定事象発生の通報があった場合

市は、県から連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関及び防災業務関係者等へ連絡する。

第2項 応急対策活動情報の連絡

(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

市は、県等から通報、連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等について、指定地方公共機関等と密接に連携を取るものとする。

(2) 緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡及び調整等

市は、県等から通報、連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等について、指定地方公共機関等と密接に連携を取るとともに、講ずべき措置について、県と調整を行うものとする。

第3節 活動体制の確立

市は、原子力災害に対応するため、災害対策本部等を設置し、活動体制を確立する。

第1項 市の活動体制

(1) 災害警戒本部（初動体制）

市は、次の設置基準に該当する場合には、危機管理課長を本部長とする災害警戒本部（初動体制）を設置し、情報収集及び関係機関との連絡調整を行うとともに、事態の推移に応じて、災害警戒本部（警戒体制）に移行できる体制をとる。

【設置基準】

- ① 県から、対象とする原子力事業所において警戒事象発生との連絡があったとき
- ② 県内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生との連絡があったとき
- ③ 市長が必要と認めたとき

【初動体制の廃止】

- ① 発電所の状況等から判断し、特定事象に至るおそれなくなり、国や原子力発電所所在県においても警戒体制を解除することとなったとき
- ② 災害警戒本部（警戒体制）又は災害対策本部が設置されたとき

（２）災害警戒本部（警戒体制）

市は、次の設置基準に該当する場合には、副市長を本部長とする災害警戒本部（警戒体制）を設置する。

【設置基準】

- ① 県から、対象とする原子力事業所において特定事象発生との連絡があったとき
- ② 県内において核燃料物質等の事業所外運搬中における特定事象発生との連絡があったとき
- ③ 市長が必要と認めたとき

【警戒体制の廃止】

- ① 災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結又は事故対策が完了、対策の必要がなくなったと認めたとき
- ② 災害対策本部が設置されたとき

（３）災害対策本部（非常体制）

市は、次の設置基準に該当する場合には、市長を本部長とする災害対策本部（非常体制）を設置する。

【設置基準】

- ① 県の地域の一部が、原災法第 15 条第 2 項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき
- ② 県の地域の一部が、原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、対象とする原子力事業所において原子力緊急事態（原災法第 15 条に規定される事態）が発生した場合
- ③ 市長が必要と認めたとき

【災害対策本部の廃止】

- ① 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき
- ② 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき

◇ 配備体制 関市地域防災計画 資料集 5 ページ

第2項 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 緊急消防援助隊の派遣要請

市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動要請依頼を行う。

◇緊急消防援助隊の派遣要請手続き 関市地域防災計画 資料編

第1章S1-06-08

(2) 他の自治体の応援要請

市は、必要に応じ、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」及び県外都道府県自治体との相互応援協定等により、県及び他の市町村に応援を要請する。

第3項 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を依頼する。

◇自衛隊の派遣要請手続き 関市地域防災計画 資料編

第1章S1-06-02・S1-06-03

第4節 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態となった場合は、応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図るよう努める。

第1項 防災業務従事者の安全確保

市は、防災業務関係者の安全確保を図るため、災害対策本部等と現場指揮者等との連携を密にして、適切な被ばく管理等を行うよう努める。

第2項 防護対策

(1) 防護資機材の整備

市は、必要に応じ、防災関係機関に対して、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の整備等必要な措置をとるよう指示する。

(2) 防護資機材の調達

市は、防災業務関係者の安全確保を図るため、災害対策本部等と現場指揮者等との連携を密にして、適切な被ばく管理等を行うよう努める。

第5節 市民への的確な情報提供活動

市、国及び県は、原子力災害に関する情報を、多様な手段により迅速かつ的確に、分かりやすく提供するとともに、市は、市民の問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。

第1項 市民への情報提供活動

(1) 提供する情報

- ①事故・災害等の概況（モニタリング結果を含む）
- ②緊急事態応急対策の実施状況（飲食物摂取制限等）
- ③テレビ、ラジオの報道、防災行政無線等に注意すること
- ④避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入を行う旨及び車両の運転を控えること等
- ⑤不安解消のための市民に対する呼びかけ等

（２）情報提供の方法

- ①あんしんメール
- ②防災行政無線
- ③広報車による巡回
- ④ホームページ
- ⑤その他実情に即した方法等

（３）情報提供における配慮

市は、市民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モニタリング結果等）、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関などの情報、市、国、県等が講じている対策に関する情報、交通規制など、正確かつきめ細やかな情報の提供に努めるとともに、以下のことに配慮する。

- ①情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語や曖昧表現は避け、分かりやすく誤解を招かない表現を用いる。
- ②市民が利用可能な媒体を活用し、繰り返し広報するなど、情報の空白時間が生じないよう定期的な情報提供に努める。
- ③速やかな情報提供に努めるとともに、情報提供に当たっては、得られている情報と得られていない情報を明確に区別して説明するよう努める。
- ④自主防災組織、民生委員等の協力を得て、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮する。

（４）市民からの問い合わせに対する対応

市、国、県及び原子力事業者は、速やかに市民からの問い合わせに対応するため窓口の設置、人員の配置等体制を整備する。

第 6 節 屋内退避、避難誘導等の防護活動

市は、県に特定事象の通報があった場合は、県の総合的な判断を踏まえ、段階に応じて予防的対応（屋内退避準備等）を行う。また、国と県が連携して実施する緊急時モニタリングの結果、市内に指針の指標を超え、又は超えるおそれがある地域があると認められる場合は、国の指示に基づく県からの伝達により、屋内退避又は避難のための立退きの指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

また、市民の避難に支援が必要な場合は、県に支援を要請する。

第1項 避難・屋内退避の対応方針

(1) 初動時における県独自の予防的対応（屋内退避）

市は、県の助言等を参考に屋内退避の指示等を行う。

	県のシミュレーションで以下の線量となる可能性が示された地域 (旧市町村単位)
	実効線量 20mSv/年の地域(セシウム沈着)
原災法第10条	今後の情報について市民へ注意喚起
原災法第15条 (原子力緊急事態)	事故の進展に伴う屋内退避等の実施に備え、職員参集などの準備
モニタリングにおいて毎時20μSv以上の空間放射線量検出	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等

◎は県独自の対応であり、プルーム通過に対しては屋内退避を基本とする。

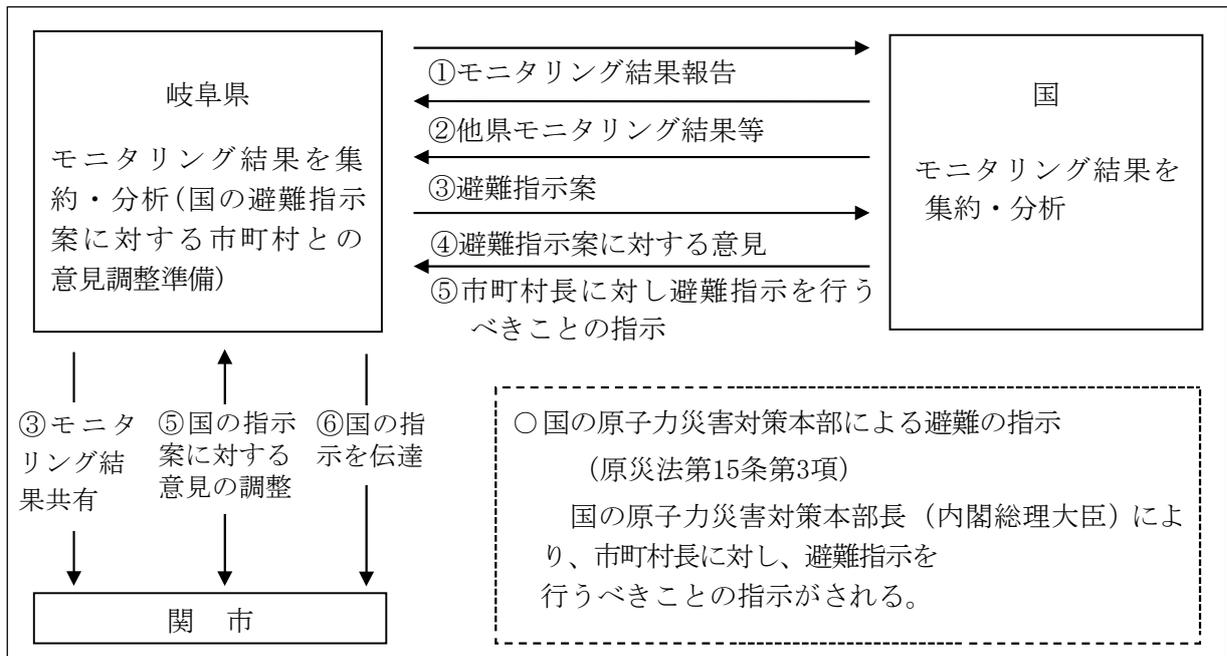
(2) 避難等に係る判断、指示

市は、県から国の避難等の指示案の伝達があった場合は、当該指示案に対する県の意見を踏まえ、避難指示等の判断を行う。このように、国の判断に基づき対応することを基本とするが、県内におけるモニタリング結果等により、県災害対策本部が特に速やかな避難等の対応が必要と認めた場合は、県の意見を踏まえ、避難等を指示する。

【指針の指標】※地上1mで計測した場合の空間放射線量率

	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施	1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に避難(一時移転)を実施
計測可能な判断基準(OIL) (モニタリング実測値で判断)	毎時 500μSv (マイクロシーベルト)	毎時 20μSv (マイクロシーベルト)

【国の原子力災害対策本部による避難の判断の流れ】



第2項 避難の実施

(1) 避難先の決定

市及び県は、連携して受入市町村の候補を選定し、当該受入市町村と調整を図ったうえで避難先を決定する。市は、県外への避難が必要となった場合には、県外都市との災害時相互応援協定等を活用する他、国・県等に対し支援を要請し、避難先を決定する。

(2) 避難手段の確保

避難は、自家用車による避難を原則とし、自家用車による避難が困難な場合は、市及び県が準備する公共輸送機関による避難を行うものとする。

(3) 避難に資する情報の提供と避難誘導

市は、県と協力し、市民に対し、避難先、避難経路を周知のうえ、避難誘導を実施する。県は、スクリーニング場所の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供を行う。

(4) 避難の実施における関係機関の連携

市及び県は、避難の実施にあたり、関係機関と連携するとともに、関係機関は、支援、協力を努める。

第3項 避難者への対応

(1) 避難者の生活環境への対応

市、県は国と連携し、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を勘案し、必要に応じ、旅館やホテル等へ移動できるよう調整を行う。

市、県は、国と連携し、避難の長期化等を踏まえ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

(2) 避難者への心身のケア

市は、県と連携し、被災者の健康状態を十分に把握し、心のケアを含めた対策を行う。

(3) 安定ヨウ素剤の服用に係る説明及び準備

市は、県と連携し、必要がある場合は、指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用の効果、服用対象者、禁止事項等について避難者へ説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行う。

第7節 要配慮者への配慮

市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮する。

また、避難所での健康状態の把握等に努める。

第8節 安定ヨウ素剤の配布、服用指示及びスクリーニング

市は県に協力し、安定ヨウ素剤の配布、服用指示、スクリーニング等、避難先に併設される救護

所での活動に必要な体制を整備する。

第1項 安定ヨウ素剤の配布、服用指示等

プルーム通過については屋内退避を基本とし、国の判断に基づき、市内のコンクリート造りの公共施設等において、医療従事者の立会いのもと、避難した市民等に対し、安定ヨウ素剤配布・服用を指示する。

第2項 市民に対するスクリーニング

市は救護所において県が実施するスクリーニングが円滑に行われるよう協力するものとする。

第9節 緊急時モニタリング活動

市は、国、県、関係機関等が実施する緊急時モニタリング活動の円滑な実施に協力するとともに、必要に応じ、緊急時モニタリング体制を確立し、空間放射線量、水道水等の環境試料の測定を実施する。

第10節 飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限

市は、国及び県から飲食物の摂取制限及び出荷制限等の指示等がなされた場合は、以下のとおり対応するものとする。

第1項 飲料水、飲食物の摂取制限

市は、指針の指標に基づくOILの値や食品衛生法上の基準等を踏まえた国及び県の指導・助言に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じる。

第2項 農林水産物等の採取及び出荷制限

市は、県から、国の指針、指導及び助言等を踏まえた農林畜水産物等の採取及び出荷制限措置があった場合は、これに協力するものとする。

また、市は、実施した措置について、県とともにその内容について、生産者、市民等への周知徹底及び注意喚起に努める。

第3項 飲食物、生活必需品等の供給、分配及び調達

市は、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県等に対し、物資の調達を要請する。

第 1 1 節 緊急輸送活動

原子力災害が発生した場合の避難、専門家、モニタリング要員及びスクリーニング要員の搬送、飲食物の搬送等を早急に実施するため、市、国、県、警察、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急輸送並びにその支援活動を行う。

第 1 項 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象は、以下のものとする。

- ①避難者及び避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- ②モニタリング、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布・服用指示に必要な人員及び資機材
- ③緊急事態応急対策要員及び必要な資機材
- ④食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ⑤その他緊急に輸送を必要とするもの

(2) 緊急輸送の順位

緊急輸送の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、次の順位を原則として実施する。

- ①人命救助、救急活動に必要な輸送
- ②避難者、災害状況の把握、進展予測のための専門家・資機材
- ③緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材
- ④市民の生活を確保するために必要な物資
- ⑤その他緊急事態応急対策のために必要となるもの

(3) 緊急輸送体制の確立

市は、県並びに関係機関と連携し、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送活動を実施する。

第 1 2 節 文教対策

学校等は、原子力災害時における生徒等の安全を確保するため、必要な対策を講じるとともに、適切な学校運営を図る。

第 1 3 節 市内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する対策

第 1 項 輸送に係る事業者等

- 1 輸送に係る事業者等は、核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合は、速やかに県に通報し、県は、その内容を市等関係機関に通知する。

また、当該事故に伴い特定事象に該当するに至った場合には、輸送に係る事業者等の防災管理

者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた後、直ちにその旨を国、県、市、事故発生場所を管轄する警察、消防機関など関係機関に文書により通報し、主要な機関に対してはその着信を確認する。

- 2 輸送に係る事業者等は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者に必要な要員及び資機材の派遣要請を行う。

第2項 市及び県

市及び県は、相互に協力して事故の状況把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、関係機関と連携して、事故現場周辺の市民の避難の指示等必要な措置を講じる。

◇関市地域防災計画 資料集 資料編 S01-01-09

第3項 警察

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

第4項 消防機関

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、その状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

第4章 原子力災害復旧対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、県と連携し、必要に応じて事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第3節 原子力災害中長期対策実施区域の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害中長期対策を実施すべき区域を設定する。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第5節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断や国の指針、指導に基づき、応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等、各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認するとともに、解除について市民へ周知を行う。

第6節 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表

市は、県と連携を図り、原子力緊急事態解除宣言後、復旧に向けて以下の判断等を行うため、国、隣接県、原子力事業者及びその他モニタリング関係機関と協力して環境放射線モニタリングを行い、又はこれに協力し、放射線量及び放射性物質濃度の継続的変化を継続して把握するとともに、その結果を速やかに公表する。

- ・避難区域見直し等の判断を行うこと
- ・被ばく線量を管理し低減するための方策を決定すること
- ・現在及び将来の被ばく線量を推定すること

第7節 被災地域の市民に係る記録の作成

市は、避難及び屋内退避の措置をとった市民が災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等を記録する。

市は、国及び県と連携し、農林水産業、商工業等の受けた影響について調査するとともに、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録する。

第8節 被災者等の生活再建等の支援

市は、国及び県と連携し、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたるきめ細かな支援に努める。

市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報する。また、市外に避難した被災者に対しても、市及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

第9節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が国内外で確保されるよう、各種媒体を用いた広報活動を行う。

第10節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、被災中小企業等に対する援助、助成措置等について、広く被災者に広報するとともに、必要な支援を実施する。

第11節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。